

岡山県備前市立片上高等学校 いじめ防止基本方針

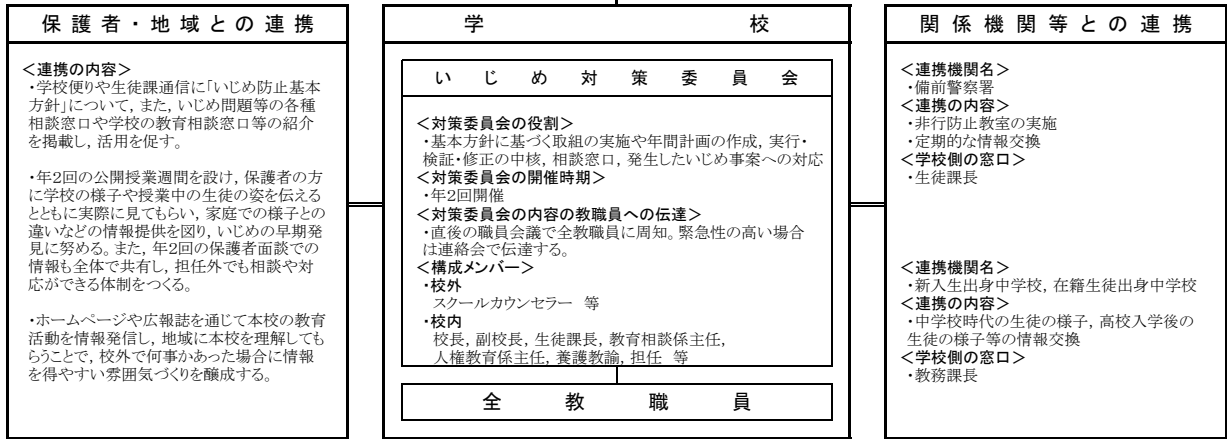
平成31年3月改定

いじめに関する現状と課題

・重大事態等につながる事案は確認されていない。しかし、遊び半分のひやかしやからかい、相手を傷つけかねない言動、相手を不快にさせる乱暴な言葉遣いなどを日常的に行ってしまう生徒が見られる。また、SNS上での書き込みを原因としたトラブルも特定の生徒を中心に起こっている。こうした行動の背景には、何がいじめにつながるのか理解できていない生徒が多数存在することや、相手の立場になって自らの行動やインターネットへの書き込みを振り返ることができていないことがある。嫌な思いをしている生徒の訴えを聞くことはもちろんだが、いじめの加害者側になっている生徒にも話を聞き、二度と同様の行為を繰り返さないようにしていかなくてはならない。そのために、担任をはじめ多くの教員が生徒との信頼関係を築き、個別の声かけを絶えず行っていくことが不可欠である。また、未然防止や早期発見の取組として養護教員やスクールカウンセラー、担任等が相談窓口となり、積極的に生徒からの情報収集をおこない、教職員間の情報交換を密におこなっていく必要がある。特に、未然防止の取組としていじめに対する生徒自身の認識を高め、生徒間の人間関係づくりを手助けする学級経営を実践するとともに、早期対応として全教職員がいじめに対する共通認識を持ち、統一した指導や声かけを行うことも重要となってくる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめに対する共通認識を全教職員が持ち、いじめは絶対に許さないという態度でいじめ問題への取組を実行していく。そのために担任団、または全教職員で日々の生徒の様子や気になる言動、ささいな変化についての情報を共有し、「いじめがあるのではないが」という視点に立ち、全教職員が統一した指導や声かけを図る。その際、早期対応の重要性から、気になる行為を確認した教員は、その時・その場で、きちんと注意を加える統一した指導を実行していく。
 ・いじめの未然防止に向けて、生徒自身のいじめに対する認識を高めることを目的とするLHRを1学期中に実施し、いじめやこれにつながるような行為を抑止する力を生徒に身に付けさせるとともに、いじめにつながるような行為を見た生徒が教員に報告できる態度を養う。また、人権教育に関する講演会や情報モラル向上の取組を、年間を通じて行う。
 ・いじめの早期発見のため、年2回「学校生活についてのアンケート」を実施するとともに、個人面談を定期的に行い、いじめを発見しやすい、また訴えやすい環境づくりを進める。
<重点となる取組>
 ・ロールプレイング活動等を通じて自己の言動をメタ認知させ、さらに「人権」の根本的な基礎的知識の理解を促進させるための特別活動(人権教育LHRや講演会)を実施する。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教職員研修) ・生徒のSNS等を含むネット利用の実態を把握するためのアンケートを年2回、1学期・2学期始めに行い、その結果を踏まえた上で、いじめの認知能力向上やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。</p> <p>(マナー・情報モラル教育) ・人権教育係と連携し、いじめやインターネット等の正しい使い方やテーマとしたLHRや講演会を実施し、いじめ問題に対する生徒の知識を高め、マナーや情報モラルの向上を図る。また、年度当初やLHR時において、いじめは絶対に許さないという本校の方針を生徒に周知させ、いじめの未然防止に努める。</p> <p>(中学校との連携) ・5月に新入生全員の出身中学校を訪問し、中学校時代の生徒の様子や高校入学後の生徒の情報の情報交換を行い、その情報を全教員で共有することで、生徒理解を深め、生徒の細やかな変化に全教員が気づき、対応できる環境を整える。</p>
②	早期発見	<p>(実態把握) ・生徒の実態把握のため、1学期と2学期終了時に「学校生活についてのアンケート」を実施し、さらに長期休業明けに個人面談を行い、校内外での生徒の生活全般の様子や変化を十分把握し、いじめの早期発見ならびに早期対応を図る。特に不登校傾向にある生徒については、長期休業明けにきめ細かな声かけや家庭連絡を継続して行う。</p> <p>(相談体制の確立) ・教育相談係の教職員を生徒に周知させ、またスクールカウンセラーの来校日を伝えると同時に、全教職員が生徒の気になる言動やささいな変化を見逃すことなく、統一した声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。また、学校以外の相談窓口についての紹介を生徒や保護者に対して継続して行う。 ・大きな不安を抱えて入学する新入生に対しては、年度当初にスクールカウンセラーの面談日を設定し、入学後の心境や悩みなどを相談できる体制を整えている。</p> <p>(情報共有) ・生徒の日々の様子や気になる言動、ささいな変化に教職員が気付いた場合、全教職員が次の日には情報共有ができる体制をつくる。</p> <p>(家庭との連携) ・年2回の保護者面談と年2回の公開授業週間を設け、保護者の方に学校の様子や授業中の生徒の姿を伝えるとともに実際に見てもらい、家庭での様子との違いなどの情報提供を図る。</p>
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめられているという訴えがあったり、教職員がからかいや悪口などいじめの兆候を発見したときは、速やかに情報を収集、共有し、いじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>(いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を適宜開催する。</p> <p>(いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、学校全体全教職員でいじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめが「解消している」状態と見なす要件が満たされていることを慎重に判断する。また、「解消している」状態に至った場合でも再発の可能性を踏まえて、日常的に注意深く観察する。</p> <p>(いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、当該生徒の家庭環境や人間関係などその背景を十分に把握するとともに、本校ではいじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせ、いじめにあっている子どもを守る視点で、適切かつ毅然とした対応で指導を行う。</p>